

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書	
【提出先】	関東財務局長	
【提出日】	平成25年 8月12日	
【会社名】	タカラバイオ株式会社	
【英訳名】	TAKARA BIO INC.	
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 仲尾 功一	
【本店の所在の場所】	滋賀県大津市瀬田三丁目 4番 1号	
【電話番号】	(0 7 7) 5 4 3 局 7 2 1 2 番	
【事務連絡者氏名】	代表取締役副社長 木村 睦	
【最寄りの連絡場所】	滋賀県大津市瀬田三丁目 4番 1号	
【電話番号】	(0 7 7) 5 4 3 局 7 2 1 2 番	
【事務連絡者氏名】	代表取締役副社長 木村 睦	
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】	株式	
【届出の対象とした募集（売出）金額】	一般募集	13,068,000,000円
	引受人の買取引受による売出し	11,767,500,000円
	オーバーアロットメントによる売出し	3,883,275,000円
	<p>（注）1．募集金額は、発行価額の総額であり、平成25年 8月 5日(月)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。</p> <p>ただし、今回の募集の方法は、引受人が発行価額にて買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額（発行価格）で一般募集を行うため、一般募集における発行価格の総額は上記の金額とは異なります。</p> <p>2．売出金額は、売出価額の総額であり、平成25年 8月 5日(月)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。</p>	
【安定操作に関する事項】	<p>1．今回の募集及び売出しに伴い、当社の発行する上場株式について、市場価格の動向に応じ必要があるときは、金融商品取引法施行令第20条第 1項に規定する安定操作取引が行われる場合があります。</p> <p>2．上記の場合に安定操作取引が行われる取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所は、株式会社東京証券取引所であります。</p>	
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)	

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	6,000,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式 単元株式数 100株

(注) 1. 平成25年8月12日(月)開催の取締役会決議によります。

2. 本募集(以下「一般募集」という。)及び一般募集と同時にされる後記「第2 売出要項 1 売出株式(引受人の買取引受による売出し)」に記載の売出し(以下「引受人の買取引受による売出し」という。)にあたり、その需要状況を勘案した上で、当該募集及び売出しの主幹事会社である野村證券株式会社(以下「野村証券」)が当社株主である宝ホールディングス株式会社から1,650,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出し(以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。)を行う場合があります。

オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

3. 一般募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 ロックアップについて」をご参照下さい。

4. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

平成25年8月20日(火)から平成25年8月23日(金)までの間のいずれかの日(以下「発行価格等決定日」という。)に決定される発行価額にて後記「3 株式の引受け」に記載の引受人は買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額(発行価格)で一般募集を行います。引受人は払込期日に発行価額の総額を当社に払込み、一般募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金とします。当社は引受人に対して引受手数料を支払いません。

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	-	-	-
一般募集	6,000,000株	13,068,000,000	6,534,000,000
計(総発行株式)	6,000,000株	13,068,000,000	6,534,000,000

(注) 1. 全株式を金融商品取引業者の買取引受けにより募集します。

2. 発行価額の総額は、引受人の買取引受けによる払込金額の総額であります。

3. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とします。

4. 発行価額の総額及び資本組入額の総額は、平成25年8月5日(月)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

（２）【募集の条件】

発行価格（円）	発行価額（円）	資本組入額（円）	申込株数単位	申込期間	申込証拠金（円）	払込期日
未定 (注) 1. 2. 発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件とします。	未定 (注) 1. 2.	未定 (注) 1.	100株	自 平成25年 8月26日(月) 至 平成25年 8月27日(火) (注) 3.	1株につき発行価格と同一の金額	平成25年 8月30日(金) (注) 3.

(注) 1. 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、上記仮条件により需要状況を勘案した上で、平成25年 8月20日(火)から平成25年 8月23日(金)までの間のいずれかの日（発行価格等決定日）に、一般募集における価額（発行価格）を決定し、併せて発行価額（当社が引受人より受取る1株当たりの払込金額）及び資本組入額を決定いたします。なお、資本組入額は資本組入額の総額を新規発行株式の発行数で除した金額とします。

今後、発行価格等（発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格、引受価額及び引受人の手取金をいう、以下同じ。）が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（発行価額の総額、資本組入額の総額、差引手取概算額、手取金の使途、引受人の買取引受による売出しの売出価額の総額、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいう、以下同じ。）について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト（[URL]http://www.takara-bio.co.jp/）（以下「新聞等」という。）で公表いたします。なお、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されません。また、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

- 前記「2 株式募集の方法及び条件」の冒頭に記載のとおり、発行価格と発行価額とは異なります。発行価格と発行価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
- 申込期間及び払込期日については、上記のとおり内定しておりますが、発行価格等決定日において正式に決定する予定であります。

なお、上記申込期間及び払込期日については、需要状況を勘案した上で繰り上げることがあります。当該需要状況の把握期間は、最長で平成25年 8月19日(月)から平成25年 8月23日(金)までを予定しておりますが、実際の発行価格等の決定期間は、平成25年 8月20日(火)から平成25年 8月23日(金)までを予定しております。

したがって、

発行価格等決定日が平成25年 8月20日(火)の場合、申込期間は「自 平成25年 8月21日(水) 至 平成25年 8月22日(木)」、払込期日は「平成25年 8月27日(火)」

発行価格等決定日が平成25年 8月21日(水)の場合、申込期間は「自 平成25年 8月22日(木) 至 平成25年 8月23日(金)」、払込期日は「平成25年 8月28日(水)」

発行価格等決定日が平成25年 8月22日(木)の場合、申込期間は「自 平成25年 8月23日(金) 至 平成25年 8月26日(月)」、払込期日は「平成25年 8月29日(木)」

発行価格等決定日が平成25年 8月23日(金)の場合は上記申込期間及び払込期日のとおり、となりますのでご注意ください。

- 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。
- 申込証拠金のうち発行価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当します。
- 申込証拠金には、利息をつけません。
- 株式の受渡期日は、払込期日の翌営業日であります。

したがって、

発行価格等決定日が平成25年 8月20日(火)の場合、受渡期日は「平成25年 8月28日(水)」

発行価格等決定日が平成25年 8月21日(水)の場合、受渡期日は「平成25年 8月29日(木)」

発行価格等決定日が平成25年8月22日(木)の場合、受渡期日は「平成25年8月30日(金)」

発行価格等決定日が平成25年8月23日(金)の場合、受渡期日は「平成25年9月2日(月)」

となりますのでご注意ください。

株式は、受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替により行われます。

(3) 【申込取扱場所】

後記「3 株式の引受け」欄の金融商品取引業者の本店及び全国各支店で申込みの取扱いをいたします。

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みずほ銀行 京都法人支店	京都市下京区四条通烏丸東入長刀鉾町20番地

(注) 上記払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

3 【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数	引受けの条件
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	4,800,000株	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金として、払込期日に払込取扱場所へ発行価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、一般募集における価額(発行価格)と発行価額との差額は引受人の手取金となります。
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	480,000株	
SMB C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	420,000株	
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	300,000株	
計		6,000,000株	

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
13,068,000,000	80,000,000	12,988,000,000

(注) 1. 引受手数料は支払われないため、「発行諸費用の概算額」は、これ以外の費用を合計したものであります。また、消費税等は含まれておりません。

2. 払込金額の総額(発行価額の総額)は、平成25年8月5日(月)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(2) 【手取金の使途】

上記差引手取概算額12,988,000,000円については、8,349,000,000円を設備投資資金に、4,639,000,000円を研究開発資金に充当する予定であります。

当社グループは、平成25年5月に公表した中期経営計画において、企業成長のための重要な戦略として、CDMO（Contract Development & Manufacturing Organization）事業（研究受託事業、製造受託事業、臨床開発プロジェクト（ ）を除く遺伝子医療事業及び遺伝子工学研究事業の研究受託事業の合計）の拡大を掲げております。CDMO事業の具体例としては、遺伝子導入用ベクター（目的の細胞に遺伝子を導入するための核酸分子）や再生・細胞医療に利用される細胞を対象とした製造プロセスの開発、品質管理試験法の開発、試験製造、バイオアッセイ（生物学的安全性試験）、GMP（Good Manufacturing Practice、医薬品等の品質管理基準）に準拠した製造受託等があげられます。遺伝子導入用ベクターにおいては、今後当社の臨床試験段階が進むことによる需要増加、また大学や企業等からの臨床開発受託に伴う需要増加が想定されます。（臨床開発プロジェクトとは、遺伝子導入細胞等を用いた医薬品を開発し、商業化を目指すプロジェクトであります。）

iPS細胞に代表される再生・細胞医療の実用化に向けて政府の支援策が広がりを見せる中、当社は、これまで遺伝子治療や細胞医療の臨床開発で培ってきた技術・ノウハウを活用し、バイオ医薬品のGMP製造受託のみならず、顧客の研究開発のパートナーとしての研究受託業務を行うCDMO事業の拡大を目指します。当社は、これらの事業拡大に備え、下表のとおり総額約107億円の設備投資を計画しており、上記差引手取概算額のうち8,349,000,000円を充当する予定であります。

重要な設備の新設等

会社名 事業所名	所在地	セグメントの 名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了予定年月		完成後の 増加能力
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了	
当社 草津事業所	滋賀県 草津市	全社（共通）	草津市土地・建物 （注3.）	3,162	1,322	自己資金及 び増資資金	-	平成26年3月	土地 46,902平米
当社 草津事業所	滋賀県 草津市	遺伝子医療	新ベクターセン ター（注4.）	3,515	1,090	自己資金及 び増資資金	平成25年6月	平成26年7月	延床面積 約6,800平米
当社 草津事業所	滋賀県 草津市	遺伝子医療	新動物実験施設 （注5.）	624	-	増資資金	平成25年10月	平成26年5月	延床面積 約1,600平米
当社 草津事業所	滋賀県 草津市	全社（共通）	新研究棟 （注6.）	3,460	-	増資資金	平成26年10月	平成27年7月	延床面積 約8,178平米

（注）1. 金額には消費税等は含まれておりません。

2. 第三部 参照情報 第1 参照書類の1 有価証券報告書（第11期）「第一部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画 重要な設備の新設等」に記載された当社グループの設備計画は、本有価証券届出書提出日（平成25年8月12日）現在（ただし、既支払額については、平成25年6月30日現在）上記表のとおりとなっております。
3. 新ベクターセンター、新動物実験施設及び新研究棟の建設用地であります。取得する土地は建物付きであります。当該建物については使用予定がないため、取得後に取り壊す予定であります。取り壊し費用は、新研究棟の投資予定金額に含めております。
4. 自社の臨床開発プロジェクトで使用する遺伝子導入用ベクター等の製造や製造プロセスの開発、大学や企業等からの遺伝子導入用ベクター等のGMP製造受託等を行う研究・製造設備であります。
5. 実験動物等を対象に有害性試験等を行う研究設備であります。
6. 滋賀県大津市、草津市及び三重県四日市市に分散している研究施設を集約・統合する研究・製造設備であります。
7. 投資予定金額は、いずれも平成27年9月末までに支出する予定であります。
8. 重要な設備の除却、売却の計画はありません。

また、同中期経営計画における企業成長戦略の重要な柱として、遺伝子医療事業における臨床開発プロジェクトの推進を掲げております。当社の臨床開発プロジェクトのうち、頭頸部がん及びメラノーマ（悪性黒色腫）を対象疾患とした「がん治療薬HF10」及びHIV感染症を対象疾患とした「MazF遺伝子治療」の二つのプロジェクトは、既に米国でフェーズ（安全性試験）を実施中であります。この他にも臨床試験の開始を検討している複数のプロジェクトを手がけており、それらは将来日本や米国・アジア等で臨床試験を進め、商業化を目指す計画であります。臨床開発プロジェクトでは、それらに携わる研究員の人件費及び協力企業への委託研究費はもちろん、臨床試験にご協力いただく患者様に係る費用等をすべて当社が負担いたします。これらの臨床開発プロジェクトの費用を含めた遺伝子医療事業全体の研究開発費に、平成25年度から平成27年度の3年間累計で5,232百万円（減価償却費除く。平成25年度1,499百万円、平成26年度1,742百万円、平成27年度1,990百万円）の投下を計画しております。上記差引手取概算額のうち4,639,000,000円を、平成27年9月末までの上記に係る臨床開発プロジェクト費用（日本及び米国における委託研究

費及び人件費等)に主として充当するとともに、他の事業部門の研究開発費にも充当する予定であります。

第2【売出要項】

1【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】

平成25年8月20日(火)から平成25年8月23日(金)までの間のいずれかの日(発行価格等決定日)に決定される引受価額にて後記「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)」に記載の引受人は買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(売出価格、発行価格と同一の価格)で売出しを行います。引受人は受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金とします。売出人は引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数	売出価額の総額(円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
普通株式	5,000,000株	11,767,500,000	京都市下京区四条通烏丸東入長刀鉾町20番地 宝ホールディングス株式会社

(注)1. 一般募集及び引受人の買取引受による売出しにあたり、その需要状況を勘案した上で、当該募集及び売出しの主幹事会社である野村證券株式会社がオーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。

オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

2. 一般募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 ロックアップについて」をご参照下さい。

3. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

4. 売出価額の総額は、平成25年8月5日(月)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

2【売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）】

売出価格 （円）	引受価額 （円）	申込期間	申込 単位	申込 証拠金 （円）	申込 受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受契 約の内容
未定 (注) 1. 2. 発行価格等決定 日の株式会社東京 証券取引所にお ける当社普通株 式の普通取引の 終値（当日に終 値のない場合は 、その日に先立 つ直近日の終値 ）に0.90～1.00 を乗じた価格（1 円未満端数切捨 て）を仮条件と します。	未定 (注) 1. 2.	自 平成25年 8月26日(月) 至 平成25年 8月27日(火) (注) 3.	100株	1株につ き売 出 価 格 と 同 一 の 金 額	右記金融 商品取引 業者の本 店及び全 国各支店	東京都中央区日本橋一丁目 9番1号 野村證券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目 9番1号 大和証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目 3番1号 S M B C 日興証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目 5番1号 みずほ証券株式会社	(注) 4.

(注) 1. 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、上記仮条件により需要状況を勘案した上で、平成25年8月20日(火)から平成25年8月23日(金)までの間のいずれかの日（発行価格等決定日）に、売出価格を決定し、併せて引受価額（売出人が引受人より受取る1株当たりの売買代金）を決定いたします。

今後、発行価格等（発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格、引受価額及び引受人の手取金）が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（発行価額の総額、資本組入額の総額、差引手取概算額、手取金の使途、引受人の買取引受による売出しの売出価額の総額、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額）について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト（[URL]http://www.takara-bio.co.jp/）（新聞等）で公表いたします。なお、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。また、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

2. 前記「1 売出株式（引受人の買取引受による売出し）」の冒頭に記載のとおり、売出価格と引受価額とは異なります。売出価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 株式の受渡期日は、平成25年9月2日(月)であります。

申込期間及び受渡期日については、上記のとおり内定しておりますが、発行価格等決定日において正式に決定する予定であります。

なお、上記申込期間及び受渡期日については、需要状況を勘案した上で繰り上げることがあります。当該需要状況の把握期間は、最長で平成25年8月19日(月)から平成25年8月23日(金)までを予定しておりますが、実際の発行価格等の決定期間は、平成25年8月20日(火)から平成25年8月23日(金)までを予定しております。

したがいまして、

発行価格等決定日が平成25年8月20日(火)の場合、申込期間は「自 平成25年8月21日(水) 至 平成25年8月22日(木)」、受渡期日は「平成25年8月28日(水)」

発行価格等決定日が平成25年8月21日(水)の場合、申込期間は「自 平成25年8月22日(木) 至 平成25年8月23日(金)」、受渡期日は「平成25年8月29日(木)」

発行価格等決定日が平成25年8月22日(木)の場合、申込期間は「自 平成25年8月23日(金) 至 平成25年8月26日(月)」、受渡期日は「平成25年8月30日(金)」

発行価格等決定日が平成25年8月23日(金)の場合は上記申込期間及び受渡期日のとおり、となりますのでご注意ください。

4. 元引受契約の内容

買取引受けによります。

引受手数料は支払われません。

ただし、売価と引受価額との差額は、引受人の手取金となります。

なお、引受人の手取金は前記「第1 募集要項 3 株式の引受け 引受けの条件」において決定される引受人の手取金と同一といたします。

各金融商品取引業者の引受株式数

金融商品取引業者名	引受株式数
野村證券株式会社	4,000,000株
大和証券株式会社	400,000株
S M B C 日興証券株式会社	350,000株
みずほ証券株式会社	250,000株

5. 申込みの方法は、申込期間内に申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。

6. 申込証拠金のうち引受価額相当額は、受渡期日に売出人への支払いに充当します。

7. 申込証拠金には、利息をつけません。

8. 株式は、受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替により行われます。

3【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

種類	売出数	売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
普通株式	1,650,000株	3,883,275,000	東京都中央区日本橋一丁目9番1号 野村證券株式会社

(注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、一般募集及び引受人の買取引受による売出しにあたり、その需要状況を勘案した上で、当該募集及び売出しの主幹事会社である野村證券株式会社当社株主である宝ホールディングス株式会社から1,650,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。上記売出数はオーバーアロットメントによる売出しの売出数の上限を示したものであり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

今後、売出数が決定された場合は、発行価格等（発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格、引受価額及び引受人の手取金）及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（発行価額の総額、資本組入額の総額、差引手取概算額、手取金の使途、引受人の買取引受による売出しの売出価額の総額、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額）について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト（[URL]http://www.takara-bio.co.jp/）（新聞等）で公表いたします。なお、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。また、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

2. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

3. 売出価額の総額は、平成25年8月5日(月)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

4【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】

売出価格 (円)	申込期間	申込 単位	申込証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受契約の 内容
未定 (注)1.	自平成25年8月26日(月) 至平成25年8月27日(火) (注)1.	100株	1株につき 売出価格と 同一の金額	野村証券株式 会社の本店及 び全国各支店		

(注)1.株式の受渡期日は、平成25年9月2日(月)であります。

売出価格、申込期間及び受渡期日については、前記「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)」において決定される売出価格、申込期間及び受渡期日とそれぞれ同一といたします。

2. 申込みの方法は、申込期間内に申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。
3. 申込証拠金には、利息をつけません。
4. 株式は、受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替により行われます。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1 オーバーアロットメントによる売出し等について

一般募集及び引受人の買取引受による売出しにあたり、その需要状況を勘案した上で、当該募集及び売出しの主幹事会社である野村証券株式会社が当社株主である宝ホールディングス株式会社(以下「貸株人」という。)から1,650,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出しの売出数は、1,650,000株を予定しておりますが、当該売出数は上限の売出数であり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われる場合、野村証券株式会社は、一般募集及び引受人の買取引受による売出しの対象となる株式とは別に、オーバーアロットメントによる売出しの売出数を上限として追加的に当社普通株式を取得する権利(以下「グリーンシューオプション」という。)を、一般募集、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出し(以下「本件募集売出し」という。)の受渡期日から平成25年9月12日(木)までの間を行使期間(以下「グリーンシューオプションの行使期間」という。(注))として貸株人から付与されます。

また、野村証券株式会社は、本件募集売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成25年9月9日(月)までの間(以下「シンジケートカバー取引期間」という。(注))、貸株人から借入れた株式(以下「借入れ株式」という。)の返却を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。野村証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、野村証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

更に、野村証券株式会社は、本件募集売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により取得した当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返却に充当することがあります。

上記のとおりシンジケートカバー取引及び安定操作取引により取得して返却に充当後の残余の借入れ株式は、野村証券株式会社がグリーンシューオプションを行使することにより返却されます。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、野村証券株式会社による貸株人からの当社普通株式の借入れ、貸株人から野村証券株式会社へのグリーンシューオプションの付与及び株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引は行われません。

(注) グリーンシューオプションの行使期間及びシンジケートカバー取引期間は、

発行価格等決定日が平成25年8月20日(火)の場合、グリーンシューオプションの行使期間は「平成25年8月28日(水)から平成25年9月12日(木)までの間」、シンジケートカバー取引期間は「平成25年8月23日(金)から平成25年9月9日(月)までの間」

発行価格等決定日が平成25年8月21日(水)の場合、グリーンシューオプションの行使期間は「平成25年8月29日(木)から平成25年9月12日(木)までの間」、シンジケートカバー取引期間は「平成25年8月24日(土)から平成25年9月9日(月)までの間」

発行価格等決定日が平成25年8月22日(木)の場合、グリーンシューオプションの行使期間は「平成25年8月30日(金)から平成25年9月12日(木)までの間」、シンジケートカバー取引期間は「平成25年8月27日(火)から平成25年9月9日(月)までの間」

発行価格等決定日が平成25年8月23日(金)の場合、グリーンシュエーションの行使期間は「平成25年9月2日(月)から平成25年9月12日(木)までの間」、シンジケートカバー取引期間は「平成25年8月28日(水)から平成25年9月9日(月)までの間」となります。

2 ロックアップについて

一般募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人である宝ホールディングス株式会社は野村證券株式会社に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集及び引受人の買取引受による売出しの受渡期日から起算して90日目の日に終了する期間(以下「ロックアップ期間」という。)中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等(ただし、引受人の買取引受による売出し等を除く。)を行わない旨合意しております。

また、当社は野村證券株式会社に対し、ロックアップ期間中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換もしくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得もしくは受領する権利を付与された有価証券の発行等(ただし、一般募集及び株式分割による新株式発行等を除く。)を行わない旨合意しております。

上記のいずれの場合においても、野村證券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

特に新株式発行並びに株式売出届出目論見書に記載しようとしている事項は次のとおりであります。

・表紙に当社の社章  を記載いたします。

・表紙裏に以下の内容を記載いたします。

1．募集又は売出しの公表後における空売りについて

(1) 金融商品取引法施行令第26条の6の規定により、「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」（以下「取引等規制府令」という。）第15条の5に定める期間（有価証券の募集又は売出しについて、有価証券届出書が公衆の縦覧に供された日の翌日から、発行価格又は売出価格を決定したことによる当該有価証券届出書の訂正届出書が公衆の縦覧に供された時までの間（*1））において、当該有価証券と同一の銘柄につき取引所金融商品市場における空売り（*2）又はその委託もしくは委託の取次ぎの申込みを行った投資家は、当該募集又は売出しに応じて取得した有価証券により当該空売りに係る有価証券の借入れ（*3）の決済を行うことはできません。

(2) 金融商品取引業者等は、(1)に規定する投資家が行った空売り（*2）に係る有価証券の借入れ（*3）の決済を行うために当該募集又は売出しに応じる場合には、当該募集又は売出しの取扱いにより有価証券を取得させることができません。

*1 取引等規制府令第15条の5に定める期間は、平成25年8月13日から、発行価格及び売出価格を決定したことによる有価証券届出書の訂正届出書が平成25年8月20日から平成25年8月23日までの間のいずれかの日に提出され、公衆の縦覧に供された時までの間となります。

*2 取引等規制府令第15条の7各号に掲げる、次の取引を除きます。

- ・先物取引
- ・国債証券、地方債証券、社債券（新株予約権付社債券及び交換社債券を除く。）、投資法人債券等の空売り
- ・取引所金融商品市場における立会外売買による空売り

*3 取引等規制府令第15条の6に定めるもの（売戻条件付売買又はこれに類似する取引による買付け）を含みます。

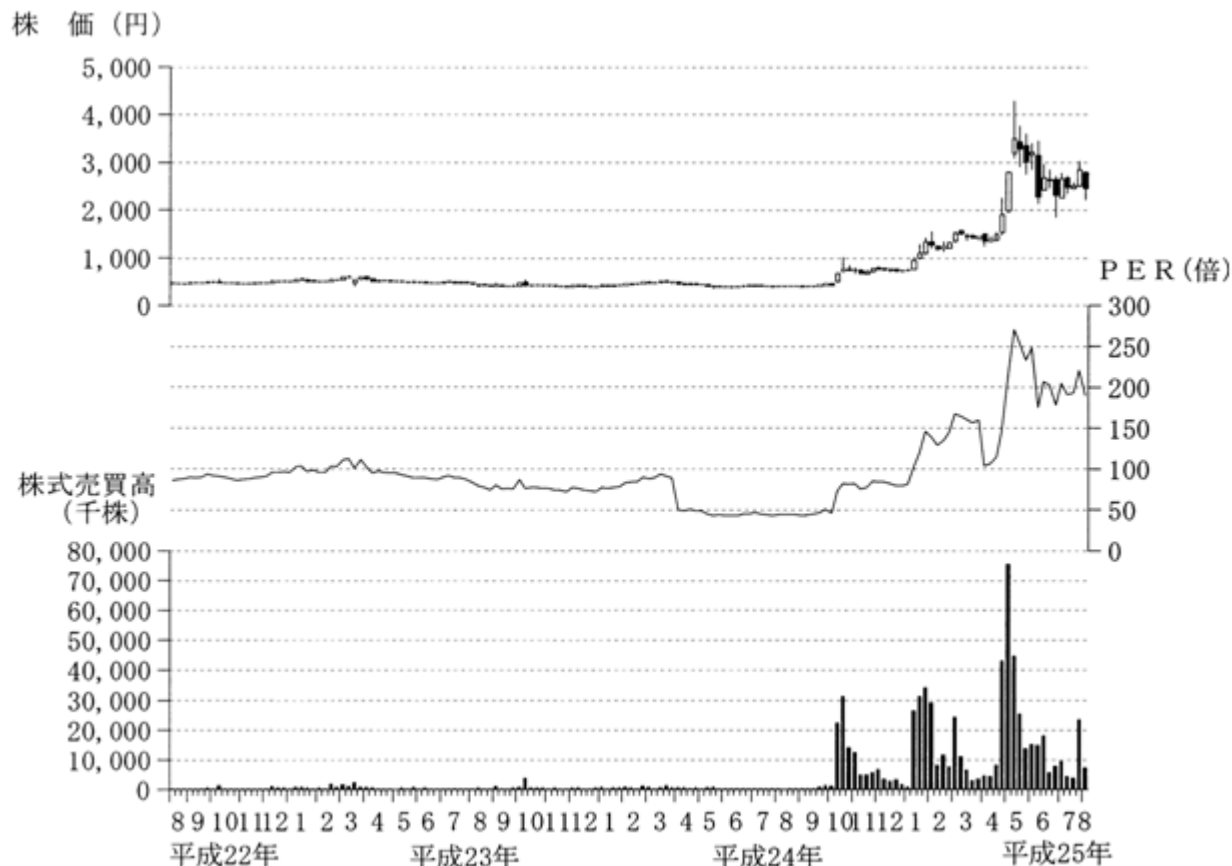
2．今後、発行価格等（発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格、引受価額及び引受人の手取金をいう。以下同じ。）が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（発行価額の総額、資本組入額の総額、差引手取概算額、手取金の使途、引受人の買取引受による売出しの売出価額の総額、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいう。以下同じ。）について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト（[URL]http://www.takara-bio.co.jp/）（以下「新聞等」という。）で公表いたします。なお、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。また、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

・第一部 証券情報の直前に以下の内容を記載いたします。

（株価情報等）

1【株価、P E R 及び株式売買高の推移】

平成22年8月9日から平成25年8月2日までの株式会社東京証券取引所における当社普通株式の株価、P E R 及び株式売買高の推移（週単位）は以下のとおりであります。



- （注）1．当社は、平成23年3月31日を基準日とし、平成23年4月1日を効力発生日として、普通株式を、1株につき400株の割合をもって分割しておりますので、当該株式分割に係る権利落ち前の株価、P E R 及び株式売買高の推移（週単位）については、下記（注）2．乃至4．に記載のとおり、当該株式分割を考慮したものとしております。
- 2．・株価のグラフ中の1本の罫線は、週単位の始値、高値、安値、終値の4種類の株価を表しております。なお、当該株式分割に係る権利落ち前の株価については、当該株価を400で除して得た数値を株価としております。
- ・始値と終値の間は箱形、高値と安値の間は線で表しております。
 - ・終値が始値より高い時は中を白ぬき、安い時は中黒で表しております。
- 3．P E R の算出は、以下の算式によります。

$$\text{P E R (倍)} = \frac{\text{週末の終値}}{\text{1株当たり当期純利益}}$$

平成22年8月9日から平成23年3月31日については、平成22年3月期有価証券報告書の平成22年3月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益金額を400で除して得た数値を使用。

平成23年4月1日から平成24年3月31日については、平成23年3月期有価証券報告書の平成23年3月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益金額を400で除して得た数値を使用。

平成24年4月1日から平成25年3月31日については、平成24年3月期有価証券報告書の平成24年3月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益金額を使用。

平成25年4月1日から平成25年8月2日については、平成25年3月期有価証券報告書の平成25年3月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益金額を使用。

4. 株式売買高については、当該株式分割に係る権利落ち前は当該株式売買高に400を乗じて得た数値を株式売買高としております。

2【大量保有報告書等の提出状況】

平成25年2月12日から平成25年8月2日までの間における当社株式に関する大量保有報告書等の提出はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第11期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）平成25年6月27日関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第12期第1四半期（自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日）平成25年8月6日関東財務局長に提出

3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成25年8月12日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成25年6月28日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）の提出日以後、本有価証券届出書提出日（平成25年8月12日）までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について変更及び追加がありました。

以下の内容は当該「事業等のリスク」を一括して記載したものであり、変更及び追加箇所については_____ 罫で示しております。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、以下の「事業等のリスク」に記載の事項を除き、当該事項は本有価証券届出書提出日（平成25年8月12日）現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載すべき将来に関する事項もありません。

[事業等のリスク]

以下において、当社グループの事業展開上その他に関するリスク要因となる可能性があると考えられる主な事項を記載しております。また、必ずしもそのようなリスク要因に該当しないと思われる事項につきましても、投資者の投資判断上、重要であると考えられる事項については、積極的な情報開示の観点から以下に開示しております。当社グループは、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避および発生した場合の対応に努める方針であります。リスクの発生をすべて回避できる保証はありません。また、以下の記載は当社グループに関連するリスクすべてを網羅するものではありませんのでご注意ください。

なお、本項中の記載内容については、特に断りがない限り本有価証券届出書提出日現在の事項であり、将来に関する事項は本有価証券届出書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

また、文中において、適宜用語の解説をしておりますが、当該用語解説は、投資者に本項の記載内容をご理解いただくための参考として、当社の判断と理解に基づき、当社が作成したものにすぎません。

(1) 研究開発活動について

バイオテクノロジーに関連する産業は多岐にわたり、遺伝子治療や細胞医療などの医療分野、基礎研究や創薬などを目的とした研究機関や大学を直接のターゲット市場とする研究支援分野、バイオレメディエーション・バイオマスといった環境・エネルギー分野、バイオインフォマティクスと呼ばれる情報分野、アグリバイオや健康食品をはじめとした食品分野を挙げることができます。

このような状況の中、当社グループにおいても広範囲にわたる研究開発活動を行っており、競争優位性を維持していくためにも、研究開発活動は非常に重要であると考えております。実際、当社グループの平成25年3月期連結会計年度における研究開発費は2,715百万円で、売上高に対する割合は13.2%と非常に大きいと認識しております。しかしながら、研究開発活動は計画どおりに進む保証はなく、特に当社グループの遺伝子医療事業における臨床開発については長期間を要しますので、十分な研究開発活動の成果が適時にあがる保証はないことから、研究開発活動の遅延により、当社グループの事業戦略や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。また、現在推進している研究開発活動から必ずしも期待した効果を得られる保証はなく、その結果当社グループが計画する収益をあげられない可能性があります。

(2) 製造に関する依存について

当社グループの平成25年3月期連結会計年度における売上高の82.7%を占める遺伝子工学研究事業において、中国の子会社である宝生物工程（大連）有限公司が生産している割合は、平成25年3月期連結会計年度の販売価格ベースで算出した生産実績合計の33.8%を占めております。当社グループでは生産拠点の集約により、価格競争力の強い製品の製造を実現しており、また、当社グループの規模では製造拠点の分散化は得策ではないと考えておりますが、当該子会社の収益動向の変化や、何らかの理由による事業活動の停止などにより、当社グループの事業戦略や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 長期前払費用について

当社グループの事業展開の性質上、他者が保有する特許に関し特許実施許諾契約を締結することは重要な戦略と位置づけております。この場合、契約一時金およびマイルストーンに基づき一定の金額を支払うことが一般的であります。当該支出については支出時に長期前払費用として資産計上し、契約期間等に基づき毎期定期的に費用処理しております。また、特許実施許諾契約に基づき利用する技術について当社グループでの利用状況、バイオテクノロジーの進展に伴う陳腐化等を勘案し、決算期ごとに資産性の有無を検討し、資産性に疑義が生じた場合には当該長期前払費用について一時に費用処理することとしております。

従いまして、今後特許実施許諾契約等の締結およびその後のマイルストーンに基づく支払等により長期前払費用は増加する可能性があります。当社グループでの利用状況、バイオテクノロジーの進展状況によっては、多額の費用処理が発生する可能性があり、当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 競合について

当社グループは、財務的な一定の基盤、アジア市場における確固としたプレゼンス、保有技術の幅広いラインナップを有する独自の産業的地位を占めていると考えております。しかしながら、日本国内のみならず海外においても数々の同業社との競合状態にあるとも認識しております。

遺伝子工学研究事業においては、当社のリアルタイムPCR（Polymerase Chain Reaction）法に関するライセンス契約は非独占的でありライセンスを保持している企業は多数あるため、競争はますます激化しております。また、当社が特許権を保有しているLA PCR法、ICAN法につきましてもこれに代替する可能性のある新技術も出現してきております。さらに、理化学機器の製造販売には医療機器のような許可や承認を必要としないことから参入は比較的容易であり、多数の競合企業が存在しております。

遺伝子医療事業では、様々な遺伝子導入法や効率的なベクターが開発されてきており、遺伝子治療の対象疾患も先天性遺伝病・感染症・種々のがんから、致死的でない慢性疾患にまで広がり、さらに細胞医療に関しては、直接的な疾患治療の目的だけでなく患者のQOL（クオリティ・オブ・ライフ）を改善させる目的にも適応することができるようになり、大きな市場が望めるようになったことから、欧米のベンチャー企業を含め多数の企業が遺伝子治療や細胞医療の研究開発に取り組んでおります。

また、医食品バイオ事業においては健康食品ブームでもあり、その急拡大している市場を目指し、食品企業のみならず製薬企業まで多数の企業が参入しております。いわゆる表示義務の問題などから効能や効果の表現が難しいという点に、差別化のために実験データを販売促進に使用することができないため、新規参入が容易で競争はますます激化しております。

そのため、当社グループでは新たな事業プロジェクトの立ち上げや研究開発段階にあるプロジェクトの早期の商業化に努めておりますが、他社が同様の製品や技術を当社グループより先に商業化した場合、あるいは当社グループが保有する技術より優れた技術を商業化した場合には、当社グループが計画どおりの収益をあげることができない可能性もあります。

(5) 当社の親会社について

平成25年7月31日現在、宝ホールディングス株式会社（東証一部）は、当社議決権の70.18%を所有する親会社であります。当社と同社との関係は以下のとおりであります。

宝ホールディングス(株)グループ（同社および同社の関係会社）における当社の位置づけ

寶酒造株式会社（現 宝ホールディングス株式会社）は、平成14年2月15日開催の臨時株主総会における、同社が営む酒類・食品事業およびバイオ事業の各々の事業特性を最大限に発揮し、それぞれの成長力と競争力を高める事業環境を整えることを目的とした、酒類・食品部門およびバイオ部門の営業に関する分割計画書の承認決議に基づき、物的分割の方法により同社の100%子会社（設立以降に当社が実施した第三者割当増資および公募増資等により、親会社の当社議決権所有比率は70.18%になっております。）として、平成14年4月1日に寶酒造株式会社および当社を設立いたしました。

宝ホールディングス(株)グループは、純粋持株会社である宝ホールディングス株式会社および同社の関係会社41社（子会社38社、関連会社3社）で構成されております。その中で当社は、バイオテクノロジー専門の事業子会社として位置づけられており、当社の関係会社（子会社）10社とともにバイオ事業を推進しております。

宝ホールディングス(株)グループにおける食品事業について

平成18年9月7日付で、宝ホールディングス株式会社の100%子会社としてグループ内の健康食品の販売を専門に扱う宝ヘルスケア株式会社が設立されました。当社は、同社の設立を受けて、平成18年10月1日付で同社を当社の健康食品の販売代理店といたしました。これにより、当社の健康食品の販売は、同社を通じて行うこととなりました。平成25年3月期における同社との取引金額は650百万円であります。

宝ホールディングス株式会社のグループ会社管理について

宝ホールディングス株式会社は、連結経営管理の観点から「グループ会社管理規程」を定め運用しておりますが、その目的はグループ各社の独自性・自立性を維持しつつ、グループ全体の企業価値の最大化をはかることにあります。当社も同規程の適用を受けており、当社取締役会において決議された事項等を報告しておりますが、取締役会決議事項の事前承認等は求められておらず、当社が独自に事業運営を行っております。

また、同社はグループ内に各種会議体を設けておりますが、当社に関するものは下記のとおりであります。

会議名称	出席者	内容	開催頻度
グループ戦略会議	宝ホールディングス(株)役員 当社代表取締役 宝酒造(株)代表取締役	グループ全体に関わる事項の確認	原則として2か月に1回
タカラバイオ連絡会議	宝ホールディングス(株)役員 当社役員および執行役員	当社活動状況等の報告	原則として1か月に1回

上記の各種会議体は、グループ各社間の報告を目的としているものであって、現状において当社の自主性・独立性を妨げるものではありません。

また、本有価証券届出書提出日現在、同社と当社との間には下記のとおり役員の兼務関係があります。

氏名	当社での役職	宝ホールディングス(株)での役職
大宮 久	取締役会長	代表取締役会長
仲尾 功一	代表取締役社長	取締役
釜田 富雄	監査役	常勤監査役
上田 伸次	監査役	監査役

上記の兼務関係は、大宮 久は、当社設立以前において、寶酒造株式会社の取締役としてバイオ部門の経営にも従事して培った経験・知識が当社にとって有用であるとの判断から当社が招聘したことにより、釜田富雄は、寶酒造株式会社の経理部門に従事して培った経験・知識ならびに現任の宝ホールディングス株式会社常勤監査役および宝酒造株式会社監査役としての経験・知識が当社にとって有用であるとの判断から当社が招聘したことにより、上田伸次は、宝ホールディングス株式会社および宝酒造株式会社における秘書室長の要職に従事して培った経験・知識が当社にとって有用であるとの判断から当社が招聘したことにより、また、仲尾功一については、宝ホールディングス株式会社の持株会社体制における連結経営上の考えから同社に招聘されたことにより、それぞれ発生しており、宝ホールディングス株式会社が当社を支配することを目的としているものではありません。

また、宝ホールディングス株式会社の子会社である宝酒造株式会社から、当社へ1名の出向者を受け入れておりますが、これは財務部におけるノウハウの取得を目的として当社が依頼したものであります。

なお、現時点においては想定しておりませんが、同社のグループ会社管理の方針に変更が生じた場合は、当社の事業および業績に影響を及ぼす可能性があります。

宝ホールディングス(株)グループとの取引について

1) 営業拠点に関する不動産賃貸借取引について

当社は、平成14年4月1日付で寶酒造株式会社(現 宝ホールディングス株式会社)が物的分割の方法により会社分割し設立されました経緯から、寶酒造株式会社の工場、営業所、社宅等の不動産の大部分は、宝酒造株式会社および当社へ移転されました。従来は、一つの拠点に酒類・食品事業とバイオ事業がともに展開されておりましたので、移転に伴い、宝酒造株式会社との間に不動産賃貸借取引が発生しております。当該賃貸借取引のうち、当社が賃借している営業拠点については以下のとおりであり、これらの取引継続が困難な状況になった場合は、当社が代替地を確保するまでの期間における収入、移転費用等において当社の業績に一時的に影響を及ぼす場合があります。

物件	使用目的	貸主	取引金額 (平成25年3月 期、百万円)	取引条件等
宝 明治安田ビル6階および地階 (東京都中央区)	当社東日本支店 (注3)	宝酒造(株)	11	面積: 123.55㎡ 契約形態: 賃貸借契約 賃料算出根拠: 土地・建物時価等

(注) 1. 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 取引条件および取引条件の決定方針等

不動産鑑定士による鑑定評価に基づき、協議のうえ決定しております。

3. 平成25年4月1日付で、営業部東京支店に改称しております。

2) 商標権使用に関する取引について

当社が使用する商標のうち一部の商標について、宝ホールディングス株式会社が所有・管理しているものがあり、当該商標については、同社との間で商標使用許諾契約を結び、使用許諾件数に応じて1商標1国1区分当たり月額固定金額を支払うことといたしております。平成25年7月31日現在で、国内海外あわせて登録商標86件および未登録商標43件の使用許諾を受けております。

なお、何らかの事情により宝ホールディングス株式会社から商標の使用許諾を受けられなくなった場合には、当社の業績に影響を及ぼす場合があります。

会社名 (所在地)	取引内容	取引金額 (平成25年3月 期、百万円)	取引条件等
宝ホールディングス(株) (京都市下京区)	商標権の使用許諾	9	契約形態: 商標使用許諾契約(平成16年3月29日付締結) 使用料算出根拠: 商標権の出願、登録および今後も含めての維持・管理費用 1商標1国1区分の使用料月額: 登録商標8,500円、未登録商標1,700円(いずれも消費税等別)

3) その他

宝ホールディングス(株)グループ各社（当社グループ各社を除く）とは、契約ベースで下記の取引があります。

会社名 (所在地)	取引内容	取引金額 (平成25年3月 期、百万円)	取引条件等
宝酒造(株) (京都市伏見区)	社宅の賃借	0	契約形態：賃貸借契約 賃料算出根拠：土地建物時価等
	使用人の当社 への出向	17	契約形態：従業員派遣契約
宝ネットワークシ ステム(株) (京都市下京区)	コンピュータ 関係業務の委 託および機器 の賃借	276	契約形態：業務の委託並びに機器の賃貸借に関する基本契約 業務の内容：勘定系システム運用支援、クライアントサー バーシステム運用支援、パソコンの賃借、消耗品の購入、その 他

(注) 1. 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

2. この他に、宝ホールディングス(株)グループの企業とは、印刷物の作成等の発注書、受注書等のやりとりによる発注ベースの取引があります。

(6) 資金調達の実施

新規事業の立ち上げや事業規模の拡大により、研究開発費、設備投資、投融資、運転資金等の資金需要の増加が予想されますので、今後も有償増資等による資金調達の可能性があります。ただし、資金調達が計画どおりに進まない場合は、当社グループの事業展開に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 経営上の重要な契約等

当社グループの事業展開上、重要と思われる契約の概要は第三部 参照情報 第1 参照書類の1 有価証券報告書（第11期）「第一部 企業情報 第2 事業の状況 5 経営上の重要な契約等」に記載しておりますが、当該契約が期間満了、解除、その他の理由に基づき終了した場合や、当社グループにとって不利な改定が行われた場合は、当社グループの事業戦略や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 当社グループの組織体制について

特定の人物への依存について

代表取締役社長である仲尾功一は、当社グループの事業を推進する最高責任者として、経営戦略の策定、研究開発や事業開発の推進において重要な役割を果たしております。当社グループでは同氏への依存度を低くするため、同氏を補佐するべく、業務執行全般については代表取締役副社長木村 睦が、遺伝子工学研究事業および医食品バイオ事業については取締役副社長守口 誠が、遺伝子医療事業については専務取締役竹迫一任が、それぞれ業務の推進に重要な役割を担っております（本有価証券届出書提出日現在の役職・業務により記載しております。）。

当社グループでは、これらの取締役に過度に依存しない経営体制を築くために、執行役員制度の導入など経営組織の強化をはかっております。しかしながら、当面の間はこれら取締役への依存度が高い状態で推移するものと考えております。そのような状態において、これら取締役の業務の継続が何らかの理由により困難となった場合には、当社グループの事業戦略や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

人材の確保について

当社グループは研究開発型の企業であり、また、バイオテクノロジー業界は日進月歩で技術革新が進むことから、競争力の維持のためにも、専門的な知識・技能をもった研究開発のための優秀な人材の確保は必須であると考えております。また、臨床開発経験を持った人材はグループ内に少なく、このような人材の確保および教育に注力してまいります。しかしながら、計画どおりの人材の確保が行えず、あるいは当社グループの人材が社外に流出する可能性は否定できません。仮にこのような状況になった場合には、当社グループの事業戦略や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 知的財産権について

研究開発の成否がそのまま事業開発の成否につながるバイオテクノロジー関連産業では、特許その他の知的財産権の確保は非常に重要であると認識しております。競合他社を排除するため、当社グループは、自社の技術の特許で保護しております。当社グループは今後も研究開発を進めていくにあたって、特許出願を第一に考え対応していく方針であります。しかしながら、出願した特許がすべて登録されるとは限らず、また、登録特許が何らかの理由で無効となったり、期間満了などにより消滅した場合には、当社グループの事業戦略や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

なお、バイオテクノロジー関連産業においては、日々研究開発競争が繰り広げられており、当社グループが当社グループの技術の特許権により保護したとしても、当社グループの研究開発を超える優れた開発力により、当社グループの特許が淘汰される可能性は常に存在していると考えております。仮にそのような研究開発が他者によりなされた場合には、当社グループの事業戦略や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループは今後の事業展開の中で、有望な他者特許については取得またはライセンスを受ける方針ですが、このために多大な費用が発生する可能性があります。さらに、必要な他者特許が生じ、そのライセンスが受けられなかった場合には、当社グループの事業戦略や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 製造物責任のリスクについて

当社グループが取り扱うすべての製品・商品について製造物責任賠償のリスクが内在しております。特に、医薬品や医療機器、食品、研究用製品、臨床試験に使用される試薬ならびに細胞製剤および遺伝子治療用製剤、医師の指導下で調製した細胞製剤については、健康障害を引き起こしたり、臨床試験、製造、販売において瑕疵が発見された場合には、製造物責任を負い、当社グループの業務推進や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

また、一般的に医薬品や医療機器という性質上、何らかの問題が発生した場合には、人体への影響、被害を考慮して自主回収を行うことがあり、その場合には回収に時間および多大の費用を要する可能性があります。

なお、平成12年にフランスのネケール小児病院で実施された、重症複合免疫不全症と呼ばれる重篤な遺伝病に対する遺伝子治療の臨床研究が、当社の開発したレトロネクチン法を用いた遺伝子治療の治療効果が確認された例と言われております。この病気の患者は、免疫を担当する細胞の機能が欠落しておりますので、感染症を防ぐために常に外界から隔離された透明な無菌カプセルの中での生活を強いられ、10歳程度で夭逝することが多いことが知られております。この病気は、ガンマシーと呼ばれている遺伝子が異常を起していることが原因であることから、レトロウイルスベクターに組込んだガンマシー遺伝子がレトロネクチン法を用いて患者の造血幹細胞に導入され再移植されました。10人以上実施されたすべての症例において免疫システムの改善が報告されました。ところが平成14年から平成19年にかけて、治療後経過観察を行っていた4人の患者が、副作用として白血病を発症していることが判明いたしました。また、イギリスでの同様の遺伝子治療においても、10例中1例に白血病が発症したことが平成19年12月に報告されました。しかしながら、レトロウイルスベクターは他の疾患では数百例を上回る多数の患者に利用されており、これらの症例以外に副作用としての白血病の発生も安全性上の問題も報告されておられません。また、レトロネクチン®が副作用の直接的な原因ではないと当社およびネケール小児病院の研究グループ等では判断しております。このように、遺伝子治療は新しい先端医療であることから、慎重に臨床研究結果を吟味しながら開発を進める必要があり、また、副作用等の不測の事態が生じた場合には患者のインフォームドコンセントを取得し直す必要が生じるなど、計画どおりに研究開発が進まず、当社グループの業務推進や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。また、このような副作用が与えるネガティブなイメージにより、当社グループが進める臨床試験に対する信頼性に悪影響が生じ、当社グループの業務推進や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 法的規制について

遺伝子工学研究事業

遺伝子工学研究事業における研究開発を進めるにあたっては、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律や遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(以下、カルタヘナ法)などの関連法規の規制を受けており、当社グループは当該法規制を遵守していく方針であります。また、試薬類の製造販売にあたっては、毒物及び劇物取締法など関連法規を遵守する必要がありますが、薬事法に定める医薬品ではないことから、薬事法の適用および規制はを受けておりません。

しかしながら、研究支援産業の拡大などに伴い、このような規制が強化されたり、新たな規制が導入された場合などにおいては、当社グループの事業に影響を及ぼす可能性があります。

遺伝子医療事業

当社がその開発をめざす遺伝子治療や細胞医療の商業化は、薬事法、カルタヘナ法など関連法規の規制を受けており、当社グループは当該法規制を遵守していく方針であります。これら薬事法など関連法規は、医薬品、医薬部外品、化粧品および医療機器の品質、有効性および安全性の確保を目的としており、商業活動のためには所轄官公庁の承認または許可が必要になります。当社グループが遺伝子医療事業で研究開発を進めている個々のプロジェクトについて、かかる薬事法に基づく許認可が得られる保証はありません。

また、がん免疫細胞療法のような新しい療法については、今後、薬事法や医師法などの承認やその他規制が及ぶ可能性があり、このような規制が強化されたり、新たな規制が導入された場合などにおいては当社の事業戦略に影響を及ぼす可能性があります。

さらに、現在、薬事法の改正案および再生医療等の安全性確保等に関する法案が検討されております。

先進国では、既に皮膚、軟骨等の再生医療製品が、当局の承認を得て販売されており、今後再生医療市場はますます拡大すると予想されております。経済産業省は、国内の再生医療市場の規模が、平成32年に950億円、平成42年に1兆円、平成62年には2.5兆円になると予測しています()。また、再生医療製品を製造販売するほかにも、これらの工程を支援する事業領域があり、再生医療のサポーター・インダストリーと呼んでおります。サポーター・インダストリーの代表例としては、細胞を培養する際に使用する培地・試薬等の消耗品や、細胞培養装置・品質測定装置等の装置を提供する事業、医療機関等から細胞も培養・加工、運搬・保管サービスを受託する事業等が考えられます。経済産業省は、こういったサポーター・インダストリーの国内市場規模が、平成32年には950億円、平成42年に5,500億円、平成62年には1.3兆円になると予測しております()。(出典 経済産業省開催の「再生医療の実用化・産業化に関する研究会」の最終報告書「再生医療の実用化・産業化に関する報告書・最終取りまとめ・平成25年2月」)

このような分析のもと、政府は、再生医療の安全かつ迅速な普及に向けて、大学・企業等の研究開発に対する手厚い支援策や、制度面での改定を行おうとしております。すでに、再生医療を推進するための基本法ともいえる再生医療推進法が、平成25年4月26日に成立いたしました。さらに、薬事法改正案および再生医療等の安全性確保等に関する法案が閣議決定され、先の通常国会に提出されております。

これらの政策や法律の改正が、当社に及ぼす影響は以下のとおり想定しております。

1. 政府の資金面の支援によって再生・細胞医療分野の研究開発が活発化することによる、基礎研究や臨床研究分野における当社製品の拡販
2. 従来は医療機関に限られていた細胞の培養・加工が企業に解禁となり、当社がその業務の受託を行うことによる、遺伝子導入用ベクター等のGMP製造受託や細胞加工支援事業の拡大
3. 現在は主として自由診療等で行われている先端医療について、リスクに応じた安全性担保の仕組みが整備され再生・細胞医療が普及することによる、当社の製品販売や受託ビジネスの拡大
4. 新薬の早期承認制度導入による、当社が現在臨床開発を進めている遺伝子治療の商業化までの期間短縮

しかしながら、これらの政策や法律の改正は、必ずしも想定どおり進むとは限らず、想定どおりに進んだとしても、当初の想定どおり当社製品の拡販などにつながらない可能性があります。また、新たな規制等が導入される可能性もあり、そのような場合には当社の事業戦略に影響を及ぼす可能性があります。

医食品バイオ事業

当社グループの健康食品事業においては、食品衛生法に基づいた営業施設の整備、器具・容器包装の管理やその他の製造工程および販売などの管理運営を行っております。当社グループは、食品衛生法を遵守し、食品衛生管理には万全の注意を払っておりますが、食品衛生問題は食品を扱う会社にとって不可避の問題であり、今後も食品衛生管理体制の強化をはかっていく方針であります。これらに関する問題が発生した場合は、当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

健康食品の販売は、平成18年10月より宝ヘルスケア株式会社（宝ホールディングス株式会社の100%子会社）を通じて行っております。当社および宝ヘルスケア株式会社は、健康食品および機能性食品素材原料の販売に際して、特定商取引に関する法律に基づいた販売方法、JAS法、薬事法、健康増進法や景品表示法等を遵守し、表示や広告について適切に対応していくよう努めておりますが、一般的に健康食品の性質上、いわゆる表示義務違反となる可能性は完全に否定しがたく、そのような場合には当社グループへの信頼の低下等により、当社グループの事業に影響を及ぼす可能性があります。

(12) 訴訟等のリスクについて

本有価証券届出書提出日現在において、当社グループの事業に関連して、第三者との間で重要な訴訟やクレームといった問題が発生したという事実はありません。ただし、当社グループは広範にわたる研究開発活動、事業展開および提携を行っているため、今後とも何らかの問題が発生しないという保証はありません。当社グループとしても、国内外の事業活動の遂行に際し、内部統制の充実やコンプライアンスの強化に努めておりますが、当社グループ各社に対して訴訟を提起される可能性があり、訴訟が提起されたこと自体や訴訟の結果によっては当社グループの業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

当社グループといたしましては、知的財産権に関する訴訟を未然に防ぐため、事業展開にあたっては特許事務所等を通じた特許調査を実施しており、当社グループの製品等が他者の特許に抵触しているという事実は認識しておりません。しかしながら、当社グループのような研究開発型企業にとって、このような知的財産権侵害問題の発生を完全に回避することは困難であると考えており、かかる知的財産権侵害問題が発生した場合には、当社グループが損害賠償請求、差止請求またはロイヤリティの支払請求等を受ける可能性があり、その結果として当該事業の展開に影響を及ぼしたり、当社グループの事業戦略や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループの取引先や、ライセンサーが紛争に巻き込まれた場合には、当社グループが該当する製品を販売することが出来なくなったり、訴訟に巻き込まれる可能性があります。このような場合、解決に時間および多大の費用を要する可能性があり、場合によっては当社グループの事業戦略や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(13) 新株予約権の行使による株式価値の希薄化について

当社は、ストックオプション制度を採用しております。平成15年9月19日に開催の臨時株主総会において旧商法第280条ノ20、第280条ノ21および第280条ノ27の規定に基づく新株予約権の付与に関する決議を行いました。こうした制度は、当社の役員や従業員に対して業績向上に対する意欲を持たせるものとして有効な制度であると当社は認識しておりますが、かかる新株予約権が行使された場合、当社の1株当たりの株式価値は希薄化する可能性があります。

また、今後も優秀な人材確保のために、同様のインセンティブプランを継続して実施していくことを検討しております。従いまして、将来新たに新株予約権が発行され、その権利が行使された場合には、当社の1株当たりの株式価値は希薄化する可能性があります。

(14) クロンテック社にかかる無形固定資産について

クロンテック社が計上した商標権については、FASB会計基準コーディフィケーショントピック350「無形資産 - のれん及びその他」（旧米国財務会計基準審議会基準書第142号「のれん及びその他の無形固定資産」）に基づき、償却を行わず、年1回および減損の可能性を示す事象が発生した時点で、減損の有無について判定を行っております。

現時点では減損は生じておりませんが、将来において、判定の結果減損が生じた場合、当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

なお、クロンテック社が計上したのれんにつきましては、「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」（実務対応報告第18号 平成18年5月17日）を適用し、20年間の定額法により償却を行っております。

(15) 資金使途について

バイオテクノロジー業界において当社グループを取り巻く経営環境の変化は激しく、新たな技術革新や新規参入者等により当社グループの事業環境に大きな影響を受ける可能性があることから、公募増資で調達した資金の使途として計画している設備投資および研究開発投資から必ずしも期待した効果を得られる保証はなく、その結果、当社グループが計画する収益をあげられない可能性があります。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

タカラバイオ株式会社本店
(滋賀県大津市瀬田三丁目4番1号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第四部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部【特別情報】

該当事項はありません。